

令和4年函審第3号

裁 決
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。
受審人 b の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年9月22日06時45分

北海道サロマ湖南部

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

| | | |
|-----------|---------------|---------------|
| 登 録 長 | 1 2 . 0 7メートル | 1 2 . 0 7メートル |
| 機 関 の 種 類 | ディーゼル機関 | ディーゼル機関 |
| 漁船法馬力数 | 3 3 0キロワット | 2 8 2キロワット |

3 事実の経過

Aは、船体前部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、その前方に右舷側から、GPSプロッター、機関操縦レバー及びレーダーをそれぞれ備えた主としてほたて貝養殖漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年9月22日06時00分北海道富武士漁港富武士地区（以下「富武士地区」という。）を発し、同地区北方沖合に敷設された養殖施設に向かった。

ところで、サロマ湖には、そのほぼ全面水域に20以上の区画に分割されたほたて貝養殖区域が設定されており、各区域には長さ100メートルないし120メートルのノシと称する幹縄に育成籠を多数垂下させ、同湖南岸に位置する富武士地区の北方沖合に敷設されたノシは、東西方向に35メートルないし40メートル間隔で張って南北方向の縦列に多数並べられていた。富武士地区から北方に、ほたて貝養殖区域が設定されていない大通路と称する幅200メートル以上の水路があって、大通路と平行に南北方向に並べられたノシの列に沿って比較的広い小通路と称する水域があり、大通路と小通路は、平素、同地区と養殖施設との往来に使用され、養殖施設と養殖施設とを往来する際は、ノシとノシとの間を航行することも可能であった。

a受審人は、06時05分前示の養殖施設に到着して作業を行ったのち、帰途に就くこととして06時43分同施設を発進し、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、幅約100メートルの小通路に沿って南下し、06時44分富武士港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」

という。)から354度(真方位、以下同じ。)1.20海里の地点で、針路を172度に定め、20.0ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵によって進行した。

a受審人は、右舷方のノシに接近して航行していたことから、同ノシを見ながら続航し、06時44分僅か過ぎ北防波堤灯台から354.5度1.16海里の地点に達したとき、左舷船首37度880メートルのところに、西行中のBを視認することができ、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、養殖施設を発進したとき周囲を一見し、前路に他船を認めなかったため、航行の支障となる船舶はいないと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、衝突を避けるための措置をとらずに右舷方のノシを見ながら進行し、06時45分僅か前左舷至近にBを認めて機関操縦レバーを上げたものの、効なく、06時45分北防波堤灯台から355.5度1,600メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その左舷中央部に一吉丸の船首が前方から74度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の東風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、船体前部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、その前方に右舷側から、GPSプロッター及び機関操縦レバーをそれぞれ備えた主としてほたて貝養殖漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年9月22日06時00分富武地区を発し、同地区北東方沖合に敷設された養殖施設に向かった。

b受審人は、06時05分前示の養殖施設に到着して作業を行ったのち、富武地区北西方沖合に敷設された養殖施設に向かうこととし、

06時43分操舵室左舷後方に立った姿勢で、舵及び機関を操作することができる延長コード付きの遠隔操縦装置を使用し、同施設を発進してノシとノシとの間を西行し、06時44分僅か過ぎ北防波堤灯台から015度1,570メートルの地点で、針路を278度に定め、20.0ノットの速力で手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、b受審人は、右舷船首37度880メートルのところに、南下中のAを視認することができ、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、養殖施設を発進するとき周囲を一見し、前路に他船を認めなかったため、航行の支障となる船舶はいないと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、衝突を避けるための措置をとらずに続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷中央部外板に破口などを、Bは、球状船首に破口などをそれぞれ生じ、ともに破口から浸水して浮力を喪失して沈没し、Bは、のちに修理された。また、b受審人が左下腿挫傷を、Aの甲板員が外傷性肋骨骨折等を、Bの甲板員2人が腰椎捻挫等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、サロマ湖において、南下するAと西行するBが衝突したもので、同湖は港則法及び海上交通安全法の適用がなく、特別な航法を定めた条例等の規程もないことから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）を適用することとなる。

両船は互いに視野の内にあり、進路が交差し衝突のおそれがある態勢で接近していたことから、予防法第15条横切り船の航法の適用が考え

られるが、定型航法を適用するにあたっては、両船とも行動の自由を制約されていないことがその前提条件であり、当時、ほたて貝養殖区域内という特殊な水域において、養殖施設のための狭い水域を航行中で、横切りの見合い関係を想定して、針路を保持し又は避航のために進路を右に転じれば、養殖施設と接触するおそれがあるなど行動の自由を制約される状況にあったものと認められ、その適用の前提を欠くことになるので、両船に横切り船の航法を適用するのは妥当ではない。

また、予防法には、このような両船の関係について定めた具体的な航法の規定がほかになく、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務で律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、サロマ湖において、A及びB両船が、養殖施設のための狭い水域を航行中、衝突のおそれがある態勢で接近した際、南下するAが、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったことと、西行するBが、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったこととによって発生したものである。

a 受審人は、サロマ湖において、養殖施設のための狭い水域を南下する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、発進したとき周囲を一見し、前路に他船を認めなかったため、航行の支障となる船舶はいないと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、衝突を避けるための措置をとらずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人、Aの甲板員及びBの甲板員2人をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

　b受審人は、サロマ湖において、養殖施設の間の狭い水域を西行する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、発進するとき周囲を一見し、前路に他船を認めなかったため、航行の支障となる船舶はいないと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、衝突を避けるための措置をとらずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、Aの甲板員及びBの甲板員2人をそれぞれ負傷させ、自らも負傷するに至った。

　以上のbの行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月12日

函館地方海難審判所

審判官　大　野　　浩